

京都市伏見区向島リバーサイド津田地区建築協定

建築協定区域	運営委員会連絡先
京都市伏見区向島津田町及び 同区向島西堤町の各一部	電話 075— —

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第1条 この建築協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、この建築協定の第4条に定める建築協定区域内における建築物の位置、用途及び形態に関する基準を定め、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

■ 建築物の基準

第6条 建築協定区域内の建築物の位置、用途及び形態は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- （1） 建築物の外壁仕上面の位置は、宅地が背中合わせに隣接するブロック（別添図①、②、③、④ブロック）の背割り敷地境界線及び南端ブロック（別添図⑤、⑥ブロック）の南側敷地境界線から80センチメートル以上離すものとする。
- （2） 建築物の用途は、1戸建ての専用住宅又は、次のアに掲げる用途を兼ねる1戸建兼用住宅とする。ただし、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む住宅宿泊事業の用に供するものを除く。
ア 主たる用途を住宅とし、次に掲げる用途を兼ねるもので、この建築協定の第13条に定める委員会（以下「委員会」という。）が環境上支障がないと認めたもの。
 - ① 日用品を販売する小売店舗
 - ② 診療所（獣医院を除く。）
 - ③ 理髪店、美容院
 - ④ 事務所
 - ⑤ その他、①から④までに定める用途に類するもの
- （3） 建築物の地階を除く階数は、2以下とする。
- （4） 建築物の高さは、10メートル以下とする。

■ 土地所有者等の責務

第7条 協定区域内の土地の所有者等は、建築物の建築、大規模の修繕又は用途の変更を行う場合は、事前に委員会の承認を受けなければならない。

■ 適応の除外

第8条 交番、その他地方公共団体の出先機関等公益上必要な建築物については、第6条の規定は適応しない。

